

消防計画に追加する場合【土砂災害】

1. 計画の目的に「土砂災害時の避難」を追記

計画の目的に、「土砂災害防止法第8条の2第1項に基づく土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保」を加える。

<記載例>

(目的)

第〇条 この計画は、〇〇法第〇条第〇項の規定に基づき、・・・を図ることを目的とする。

また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という）第8条の2第1項に基づき、土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 土砂災害時の防災体制の項目の追加

「土砂災害時の防災体制」の項目を追加し、土砂災害時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準、体制区分ごとの活動を実施する要員を記載する。

<記載例>

(土砂災害時の活動)

第〇条 土砂災害時には、次の防災体制をとる。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・台風接近が予想される場合 ・大雨が予想される場合	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・高齢者等避難の発令 ・大雨警報（土砂災害）の発表 ・土砂災害の前兆現象が確認された場合	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		利用者家族への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
		要配慮者の避難誘導	情報収集伝達要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難指示の発令 ・大雨特別警報（土砂災害）の発表 ・土砂災害警戒情報の発表 ・土砂災害の前兆現象が確認された場合	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※上記のほか、施設の管理権限者の指揮命令に従うものとする。

3. 土砂災害時の避難誘導の項目を追加

「土砂災害時の避難誘導」の項目を追加し、避難場所、避難経路、避難誘導方法を定める。
※地震時等の避難場所、避難経路が土砂災害時と同一の場合、これを引用することによりよい。

<記載例>

(土砂災害時の避難誘導)

第〇条 土砂災害時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、次のとおり行う。

(1) 避難場所（避難所や近隣の安全な場所）

避難場所は下表のとおりとする。

施設が倒壊するおそれがある場合、立退き避難（水平避難）を行う。夜間など緊急でやむを得ない場合は、屋内安全確保（垂直避難）を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

また、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直すものとする。

立退き避難（水平避難）の場合			
	避難場所名称	移動距離	移動手段
避難場所 1	〇〇〇〇（系列施設）	1 5 0 0 m	徒歩、車両 2 台
避難場所 2	△△小学校	5 0 0 m	徒歩
屋内安全確保（垂直避難）の場合			
	建物名称	避難階	移動手段
屋内安全確保	本施設（会議室）	3 階	・エレベーター ・ストレッチャー

(2) 避難基準

愛南町から高齢者等避難の発令があった場合に避難等を開始する。ただし、次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、愛南町からの情報を待つことなく避難を開始する。

- ・がけの表面から水が流れだす
- ・小石がパラパラと落ちる
- ・がけの樹木が傾く
- ・樹木の倒れる音がする
- ・斜面が膨らみだす
- ・がけから水が噴き出す
- ・がけからの水が濁りだす
- ・樹木の根の切れる音がする
- ・がけに割れ目が見える
- ・地鳴りがする

(3) 避難経路

避難場所までの避難経路については、別紙「施設周辺の避難経路図」のとおりとする。

(4) 避難誘導方法

避難場所までの移動距離及び移動手段は以下のとおりとする。

- ・施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について説明する。
- ・避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- ・避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。
- ・避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- ・施設の上階または施設からの退出がおおむね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

別紙【施設周辺の避難経路図】（略）

4. 避難の確保を図るための施設の整備の項目を追加

気象情報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資器材を記載する。

※震災時等に備えた資器材等の記述がある場合、その他不足する資器材を追記することによりよい。

<記載例>

(土砂災害に備えての準備品)

第〇条 第〇条の震災に係る準備品に加えて、土砂災害に備え次の品目を常に使用又は持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

避難確保資器材一覧 (不足分の追加)

備蓄品	
情報収集・伝達	・テレビ ・ラジオ ・タブレット ・ファックス ・携帯電話 ・懐中電灯 ・電池 ・携帯電話用バッテリー
避難誘導	・名簿(従業員、利用者等) ・案内旗 ・タブレット ・携帯電話 ・懐中電灯 ・携帯用拡声器 ・電池式照明器具 ・電池 ・携帯電話用バッテリー ・ライフジャケット ・蛍光塗料
施設内の一時避難	・水(1人あたり〇ℓ) ・食料(1人あたり〇食分) ・寝具 ・防寒具
衛生用品	・おむつ ・おしりふき ・タオル ・ウェットティッシュ ・マスク ・ゴミ袋
医薬品	・常備薬 ・消毒液 ・包帯 ・絆創膏
その他	・ブルーシート ・発電機 ・延長コード ・ポリバケツ

土砂災害に対する避難を確保するための対策(事前の対策)

・自家発電機 ・壁の補強 ・非常用サイレン(屋外設置) ・その他()

5. 土砂災害時に係る教育・訓練の項目を追加

従業員への土砂災害時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追加する。

※実情に応じ、各施設の判断で消防計画等上、実施している教育・訓練をもって代えることができる。

<記載例>

(土砂災害対策に係る教育及び訓練)

第〇条 施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

- (1) 毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- (2) 毎年5月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 年間の教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。